

Financial Adviser

10

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイサー

No.179
OCT. 2013
www.kindai-sales.co.jp
平成25年10月1日発行(毎月1回1日発行)
平成11年6月14日第3種郵便物認可
第15巻第10号通巻179号

「老後難民」を救え!

長生きリスクに備える
50歳代からの資産運用

特別企画
FPが知りたい少額短期保険
お客様の不安に応えるユニークな保障内容と仕組み

連載

知識のブラッシュアップに役立つ
FPマンスリーレポート
金融・社会保険・保険・税金・不動産

FP相談実践事例集
リスクマネジメント 不動産プランニング タックスプランニング

相続診断士が伝える

「笑顔相続のススメ」

“争族”を避けるための生命保険加入

第7回

一般的に1億円以下の資産をお持ちの方は、相続に対し特に何も準備することなく、お亡くなりになります。

何も準備せずに亡くなりになると、今回のケースでは次のいずれかの遺産分割になることが多いです。

①兄が5000万円の不動産を取得、弟が1000万円の現預金を取得
②不動産を2分の1の共有とし、現預金を500万円ずつ取得

もし、皆さんのがこの兄弟でしたら、どちらの遺産分割を行いますか？

①のケースは、母と同居をしていた兄が「長年、母親の面倒を見てきたのは自分だし、中学生と小学生の子どももいるし、不動産は自分がもうつてもいいよな…」と弟に迫り、弟が法定相続分は2分の1あるのにと思いながら、渋々、印鑑を押しているケースです。

②のケースは、同様に弟に迫る兄に対し、弟が法定相続分を強く主張し、場合によっては弁護士までも登場し、“争族”となってしまっているかもしれません。

母の財産は、長男家族と同居している世田谷区の自宅5000万円と1000万円の現金です。相続財産は合計で6000万円ですので、相続税はかかりません。

*

したばかりの場合に、よくこのケースになります。

居住用不動産を共有にした場合の問題は、兄弟2人が生きているうちまだよいのですが、弟が亡くなつてから、弟の妻や子どもが兄一家の大として登場することです。

そして、弟の妻や子どもは、義兄一家の不動産を持っていても意味がないので、兄に対して買取請求が行われます。

弟の持分である2分の1の不動産を買い取る資金を兄が持つていればよいのですが、買取りができるない

「では家賃を支払ってください」ということになり、兄が弟の妻や子どもに家賃を支払うことになります。元々、自分が生まれ育った家なのに、何が居心地が悪くなってしまいます。

*

5000万円以下の財産でも、もめる家族はもめています。

エンディングノートを利用し、どのように財産を受け取つてほしいか、そしてその理由をしっかりと伝えるようにします。

その際、生命保険を上手に利用し、遺留分に配慮しましょう。



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士、自ら笑顔相続の伝道師と命名している。キックボクシングが趣味で、休日は週に1回程度、ジムに通う。現在はK-1のレフェリーも務めている。

おります。そのお金は不動産をもう一度代わりに弟に渡してください

「次男へ預金が1000万円しかないけれども、このお金は死んだ父さんと私がコツコツ貯めたお金です。こうしたことをエンディングノートに書いた結果、母の遺志のとおり大切に使つてください」